

臨床社会学の方法(51)

暴力の文化はあなたに「呼びかける」

中村 正

1. 「近助」の思想

内閣府男女共同参画局が発行している月刊総合情報誌『共同参画』11月号に、国のDV 加害者対策にかかる制度や政策について発言や提案をしてきたこともあり、巻頭言の執筆を依頼され、次のような文書を寄せた。特集はDV 対策である。紹介しておこう。

被害者にも加害者にも傍観者にもならない

内閣府調査によると、配偶者等からの暴力を受けながらも被害にあった女性の約4割、男性の約6割は、「相談するほどのことではない」等と考えて、誰にも相談していないことが分かっています。逆に言えば、被害を相談したことがある女性は約6割、男性は約4割となります。そして、被害を相談したことがある人のうち半数以上が「友人・知人」に相談をしています。このため、周囲の人たちの理解が重要となります。「知人・友人」は、当人の日常生活圏にいる身近な人たちのことです。見渡せる空間のなかにいる被害者の変化に気づき、声かけし、相談に応じること、これを「近助(きんじょ)」といいます。自助・共助・公助に加えた言い方です。DV や虐待について正確な情報を持ち、援助につなげていく架け橋のような役割を果たすことができ

ます。

見て見ぬふりをするだけではなく、「そんなことは喧嘩でよくあること」といってしまうことは加害者に加担していることになります。傍観者といいます。二次被害・二次加害も起こりかねません。傍観者としてではなく、「善き隣人として最初の支援者」になることは誰にでもできることです。第三者にできることはたくさんあります。例えば、「よく話をしてくれました」と応答するだけでもいいのです。DV 被害の専門機関の情報を伝えることもできます。

さらに、加害者対応です。DV 被害者支援の一環として加害者プログラムの対応をしている自治体が複数あり、プログラムを実施している民間団体も存在しています。一部ですが、暴力を振るう人も加害者向けの相談にやってくるようになりました。

そして、何よりも次の世代に向けた予防です。ストーキング行為、DV、子ども虐待、高齢者虐待等にかかる法律が2000年以降、数多く制定されてきました。現在20歳代までの若者はこうした時期の中を成長してきた世代です。家族体験が親の世代とは異なるのです。自らの家族生活を振り返りながら暴力や虐待についてとても敏感になっている世代です。特に男子がそうです。これから家族形成期に入っていく若い世代は、加害者にも被害者にも傍観者にもなりたくない脱暴力の意識をとても大

事にしています。その様子が私たちの取り組む男性相談から垣間見えるのです。

被害者支援、加害者対応、傍観者対策、予防的啓発がひとつになって暴力の解決が可能となります。できることから取り組んでいきましょう。

(月刊総合情報誌『共同参画』11月号、内閣府男女共同参画局、第194号、2025年11月10日発行、編集・発行内閣府)

毎年、11月の最後の2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」となっている。配偶者等への暴力、性犯罪・性暴力等の暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題と位置付けた啓発である。パープルリボンをシンボルにして取り組みがなされる。今年度のテーマは、「DVや性暴力に、気づいたら、相談されたら、そのとき、私たちにもできことがある。」というのだ。意見を求められ、「私たちにはできことがある。」がいいのではないかとコメントした。主体性を表現するために「私たちには」として意思を明確にしたほうがよいと考えてのことである。残念ながら採用されなかったが、主眼は第三者の重要性である。

2. 被害者の相談行動

第三者とは市民である。暴力防止に市民社会がいかに向き合うのか、それは傍観者対策という意味になる。とはいって一般的な啓発の対象としての市民ではない。被害者の行動特性を考えてみよう。DV被害者は公的機関への相談ではなく、まず友人や同僚等、身近な人に相談することがわかっている。これはDVだけではなく、一定の人間関係にある者同士の暴力であるいじめやハ

ラスマントの場合もよく似ている。

いくつか紹介しておきたい。古いデータではあるが、小学生や中学生に「いじめを止めて欲しい人」を尋ねると、友だち、担任、保護者の名前があがる。こうした人たちに止めてほしいと思うのは、「傍観者」を減らしたいからだ。能動的な役割を果たす人が増えてほしいということを意味する(図1と図2参照)。

ハラスマントでも同じような傾向がある。ハラスマントを受けた後の行動として、パワー・ハラスマントとセクシュアル・ハラスマントの場合は「同僚に相談した」がトップとなっている(図3参照)。

DVの場合は、巻頭言にも記したように、男女とも「友人・知人に相談した」がトップであった(図4参照。内閣府「男女間における暴力に関する調査(令和5年度調査)」)。

そこで次の問題。暴力被害について相談された側はどうすればよいのか。突然の相談に戸惑い、適切な対応ができないことは避けたい。被害者の孤立感を深めること、相談された側も「力になれなかった」という後悔や無力感を生むことだけは少なくとも回避したい。共感疲労も生起するが、何もできずにいることの心理的負荷もあるので何とかしたいという思いは大切にしたい。こうしたことから、身近な人に相談を受けた時、友人、知人、同僚として何ができるかを知り、定式化し、整理をしておくことは、被害者が適切な支援につながるために大切なことである。知人・友人が「最初の支援者」として存在できればいい。そうした市民の存在は心強い。身近な人が、被害者にも加害者にも傍観者にもならない、つまり「善き隣人」になるという視点である(本連載

60号でも取り上げた)。自らが善き隣人として振る舞うことができれば、万が一、自らが被害者になった時にも助けてくれる環境がそこに存在することになる。合理的な他者ということでもある。ボランティア行動でいう「情けは人の為ならず」である。

第三者としてこうした役割を果たすことのできる市民が存在することは、市民社会の暴力への感知力を高めることになる。同時にそれは脱傍観者になることを意味する。その向かう先には、仲裁者、調整者、支援者が続く。もちろん支援のあり方は多様であるが、傍観者、同調者であることだけは回避したい。それは加害に加担することに他ならないからだ。

3. 加害で悩むことの相談

さらに重要な次の課題。では加害の場合はどうだろうか。男性相談と加害者相談の知見からすると、自ら加害者として警察に相談にいくことはない。しかし窓口さえあれば、DV加害相談に来談する男性たちは少なくない数で存在している。相談先は公的ではない場所と人であることが多い。DV加害者相談の窓口である。一般社団法人UNLEARNは個人相談とグループワークを実施している。京都府から事業として受託している。被害者支援の一環としてDV加害者を対象とした更生のためのカウンセリングである。

この取り組みの目的は、DV加害者が自らの行動に気づき、暴力に頼らない関係づくりの術を身につけることである。専門の相談員との個人カウンセリングを行った後、グループワークを行うこととしている。対象者は男性であり、暴力を繰り返さない、

更生意欲のある方、自分を変えたいという積極的な意思のある人としている。暴力に頼らないコミュニケーションをとりたいと願う、男性として生きづらさを抱えている方を対象にしている。この立て付けの相談には一定数の男性が来談する。週4コマの個人相談枠の9割ほどは埋まっていく。さらにグループワークは月に2回であるが、常に2から3つのグループが稼働している。

加害をしてしまい、それを誰に相談しているのかについてのデータはない。被害者相談とは異なり、仮に相談があった場合、知人・友人として何ができるかはさらに悩むところだろう。少なくとも、被害相談と同じように、こうした加害相談窓口があることを知っておき、情報として伝えることがまずは必要である。今後、加害者対応が進むと、加害の相談は知人や友人に対してもありうる。

しかし他方では、すでにDVや虐待に巻き込まれている家族は動かざるを得ない。被害当事者である家族や同居人は加害者に対峙する。緊急性も高く、とにかく避難しなければならない事案は別として、関係が持続する場合、被害者は加害者に自覚を促し、時には加害者として相談にいくよう指示、懇願することが少なくない。家族同士の暴力の特徴である。トラウマ的なボンディング（きずな）とも指摘される事態が背景にある。

社会制度として、配偶者暴力防止法（DV防止法）において保護命令制度が構築されている。保護命令制度は、被害者からの申立てにより、裁判所が、相手配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまとい等の一定の行為を禁止する命令（保護命令）を発令

する制度である。保護命令に違反した者には、刑罰が科せられる。「配偶者」には、①法律婚の相手方、②事実婚の相手方、③生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く）が該当する。

また、離婚等の前に暴力等を受け、離婚等の後も引き続き暴力等を受ける場合、元①～③も含む。同性カップル間の暴力についても、保護命令の対象となった例がある。保護命令には、(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の同居の子への電話等禁止命令、(5)被害者の親族等への接近禁止命令、(6)退去等命令の6類型がある。2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処せられる。

しかしこの保護命令制度に連絡させた、私がかねてより提案してきた加害者の行動変容を指示するプログラムもしくはカウンセリングへ参加命令制度は構築されていない。だから被害者は加害者を何とかしようとして独自な努力を強いられる。

UNLEARNでの男性相談には、被害を受けている妻からの命令で相談にくる人が9割くらいを占める。公的な被害者相談にのらないとはいえた放置できないからである。

さらに最近では、妻命令に続き、娘命令、息子命令もある。娘は中学生の場合もあった。息子命令の事案はこんな様子だ。25歳の前妻とあいだの子どもだが、離婚後も交流があった。その男性は妻への暴力が原因の傷害罪で起訴された。拘置所に面会に来てくれたという。担当の弁護士にも進められUNLEARNの男性相談につながった。

ほとんどの男性はネットでDVについて

の様々な情報を得る。自分の行為はDVなのかという探索である。そういう調査あげている。その一環で加害者相談のことを知り、UNLEARNにつながることが多い。

最近では生成AIに相談し、加害者相談を提案されたという男性が来談した。AI命令である。他には、両親に言わされた人もいた。親族命令である。親密な関係性における暴力の特性とも言えるが、被害者やその周囲の人からの指示となっている。暴力が原因で離婚を提起されている場合は難しいが、別居をしつつ様子を見る際に、こうした参加命令はありうる選択肢である。

暴力加害者の一部とはいえ、彼らはどうして加害相談に来るのか。それは関係を持続させたいからである。もちろん反省を示すという見せかけの参加の事例もあるが、こうした動機の弱い参加者は長続きしない。真に加害をなんとかしたいという男性の場合は、自ら別居するなどしながら加害者相談に来るので長続きする。その前段階の情報探索行動で生成AI命令は初動期の動機形成としては意味がある。ネットへの加害者相談についての的確な情報発信が必要となる。一般社団法人UNLEARNはHPを作成しているがさらに検索しやすいように整理することを意識している。学術的な暴力加害の研究の情報発信が基本となるが、さらに強化すべきであろう。

4. 暴力の文化は「呼びかける」—男性の暴力を把握する理論として

巻頭言で「近助」の行動の重要さを紹介したのは、こうした知人・友人、同僚、家族や親族の存在の大きさを根拠にしている。この意味することについて別の角度から検討

しておきたい。論点は、「環境心理や生態として存在している男性文化」である。親密な関係性における男性の暴力の生成には、ジェンダー秩序、家族制度、生活慣行、戦争の影響、喧嘩の体験、競争文化、家族生育史などが重なりっている。ひとことで言えば、これらは男性としての主体形成において暴力性を含み、暴力を否定しない意識や行動生成の貯水池となっている。それらを自然なこととして身につけていることが相談から見えてくる。暴力を含む問題のある男性性は Toxic Masculinity（有害な男性性）と表現されているほどである。

しかし、この言葉は男らしさ・男性性の否定にもなりかねない表現でもあることから、「自他を害する過剰な男らしさへの執着」（伊藤公雄氏）という訳が提案されている。しかし、男性中心主義社会における日常のコミュニケーションや相互作用を解剖していくことからすると、また、被害者相談や暴力加害相談から見えてくることを勘案すると、この訳を広げて解釈する必要を感じる。

たとえば、マイクロアグレッションをジェンダー作用において切り取った「マイクロマチズモ」というフィルターあるいはレンズが有益であると考える。つまりその「有害さ」は「過剰な」というだけではない面を持つことを把握すべきだからである。男性性はマジョリティの特権に関わるがゆえに、無自覚さがあり、「過剰な」というだけはない局面がある。あるいはその「過剰さ」はジェンダーのことを考えなくてもよいという立ち位置に由来することを捕捉すべきだと考える。「無自覚さ」である。つまり、男性性ジェンダーだけではなくジェンダーその

ものについて無視できる位置にいることそれ自体が有害性の元だととらえたい。ジェンダーについての無自覚さ、無知であることが男性性ジェンダー作用であり、自らの暴力性を自覚できないことそれ自体が男性性ジェンダーの「効果」なのである。モラルハラスメントや心理的暴力はそのことを指摘してきたのだから。ジェンダーについて意識しなくてもよいという立ち位置は、結果として暴力加担的な方へと男性の主体を形成する作用を果たしている。

その主体形成やひきよせる事態を「呼びかけ作用」として把握してみる。代表的な理論家としてフランスのマルクス主義思想家、ルイ・アルチュセールの考え方を紹介しておきたい。

アルチュセールは、イデオロギーが社会を維持し、再生産するために不可欠なものであり、それは単なる観念ではなく、社会制度や実践を介して個々人を特定の「主体」として形成する働きを持つと定義する。彼は、国家が直接的な権力行使をする「抑圧的国家装置」と、学校やメディアといった間接的な権力行使をする「イデオロギー的国家装置 (les appareils idéologiques d'État : 略して AIE と表記)」を区別し、後者が現代社会で支配的であると論じた。イデオロギー的権力行使は、軍隊や警察のように直接的な暴力で支配するのではなく、学校や家庭、メディアなどが社会の価値観や規範を人々に教え込み、社会を支える主体になっていくことこそが社会構造を再生産するのに不可欠だと指摘した。

そしてこの作用の中心にあることをイデオロギー作用としての「呼びかけ interpellation」と捉えた。原語は「審問」と

いう意味であるが、最初に訳した西川長夫氏が「呼びかけ」と訳したものがその後も使われている。たとえば、警察官が「おい、お前。」と呼びかける。その呼びかけに応じて振り返ることで、個人は警察の権威に従う「主体」となることだと例示する。この「呼びかけ」は、私たちに特定の主体としてのアイデンティティを植え付け、私たちが自らをこの社会の主体だと認識して行動するように促す。

また、「イデオロギーは歴史をもたない」ともいう。イデオロギーは形を変えて常に存在する構造的な働きであり、特定の歴史的時期にのみ存在するものではないとアルチュセールは考えた。それは、フロイトの「無意識」のように、人類の歴史を通じて遍在する構造的なものだとされている。そして何よりも「主体形成への貢献」がある。人間はイデオロギーによって社会的な主体として形成されていく。これは、自己生成的な独立した主体ではなく、社会的な力によって作り出されるものという意味である。こうしたなかでジェンダーもイデオロギーとして機能しており、男性性ジェンダー作用は男性を生き生きとさせるように「呼びかける」。

総括的にいえば、「国家の抑圧装置は〈暴力〉」によって機能しているのに対し、「国家のイデオロギー装置は〈イデオロギー〉によって機能している」という。イデオロギー装置の具体的な例として、アルチュセールは、①宗教的 AIE (様々な教会制度)、②学校の AIE 様々な公立、私立の〈学校〉制度)、③家族的 AIE、④法的 AIE、⑤政治的 AIE (政治制度・その中の様々な政党)、⑥情報の AIE (新聞・ラジオ・テレビなど)、⑦出版・

放送の AIE、⑧文化的 AIE (文学・美術・スポーツ等)をあげている。これらの装置は、日常生活世界に遍在し、諸個人を従順で主体的な身体と心理をもった主体として編成する作用を果たすという。つまりイデオロギー装置とは、「生産諸関係の再生産、つまり資本主義的搾取諸関係の再生産に貢献する主体化の装置」と捉えたのである (『再生産について:イデオロギーと国家のイデオロギー諸装置』平凡社、2005年)。

5. 社会は人間に「呼びかける」ことをとおして文化を実現させる

暴力は人間としての主体の形成のなかに組み込まれており、社会の諸相で機能している。なかでもジェンダー作用はあらゆる方向から「呼びかけ」として存在している。当該社会を生きるために有意となる主体化作用である。社会を再生産するための主流となる「男性的な主体であれ」という「呼びかけ」が不斷に存在し、それに応答して生きる過程で男らしさが学習され、不斷に実践される。主流となった男性文化はその「呼びかけ」の源泉として、暴力と親和的あるいは必ずしも否定しない意識や規範としてある。文字通り、「呼びかけ」に応答することが男らしさの学習となる。

暴力行動は、社会的に構成されたイデオロギーという名の文化に応答する生活実践をとおして内面化されたものと考えることができる。とすると、社会的に構築されたものであるならば、社会的に制御することが脱暴力には必要であるし可能である。動機形成から行動変容への選択肢を社会的に編成する、つまり個人の心理やパーソナリティに帰属させないためにも脱暴力への個

人の変容を促す社会的制御が環境として構築されていれば脱学習は可能となる。暴力の文化として環境に埋め込まれた心理的社會的要素があるという立論となる。「呼びかけ」は暴力の文化を源流とする。つまり国家のイデオロギー装置の作用ということになる。

秩序の再生産のために〈国家〉は社会のなかで生きる人間をその社会の主体としてあらゆるイデオロギーをとおして編み上げていく。男性文化として存在しているジェンダーのイデオロギーは男性にも女性にも「呼びかける」。ジェンダー秩序は資本主義制度を維持するために、つまり社会構造の再生産のために不可欠なイデオロギー作用を社会の諸相で果たす。格差、差別、貧困、偏見を含む社会問題の一角に暴力がある。競争、霸権、支配、権力等が人々の意識となっていてそれが男性的な主体となるように絶えず「呼びかける」。こうして男性は男らしく男性になっていく。中心にあるのは男性特権であり、男性はジェンダーのことを考えなくても生きていけるような存在となる。

アルチュセールはこうしたイデオロギー装置の特徴を整序している。イデオロギーは、①主体としての諸「個人」へ呼びかける、②諸個人の〈主体〉への服従、③諸主体と〈主体〉とのあいだにおける、また諸主体自身のあいだにおける、相互的再認、④さらに究極的には主体の自分自身による再認という諸段階がある。長くなるが中心の部分を引用しておこう。

こうしてわれわれは、イデオロギーは、われわれが呼びかけ interpellation と呼び、警官(あるいは警官でなくとも)が毎日やっている、「おい、おまえ、

そこのおまえだ!」といった、きわめてありふれた呼びかけのタイプにしたがって思い浮かべることができるようにあのきわめて明確な操作によって、諸個人のあいだから主体を「徵募し」(イデオロギーは彼らをすべて徵募する)、あるいは諸個人を主体に「変える」(イデオロギーは諸個人をすべて変える)ように「作用し」、あるいは「機能する」ということを示唆しておきたい。・・街頭で起こったと仮定するなら、呼びかけられた個人は振り向くであろう。このような一八〇度の単純な物理的回転によって、この個人は主体になる。なぜか?なぜなら彼は呼びかけが「まさしく」彼に向かってなされており、また「呼びかけられたのはまさしく彼である」(そして別の者ではない)ということを認めたからである。経験の示すところによると、呼びかけという実際的な距離をもったコミュニケーションは、狙った相手をほとんどはずすことがないかのごとくである。

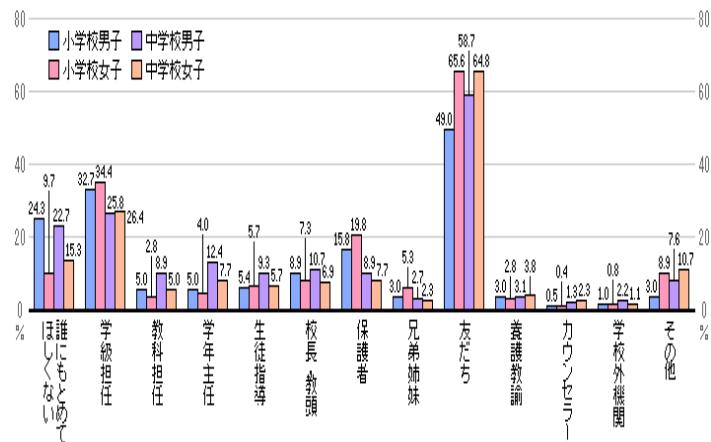
6. もう一つの「声」を善き隣人から発すること

ジェンダーは「呼びかける」。それに応答する相互作用を組織する。こうして男性をジェンダー的主体へと構築していく。すると、そうではない方へと別の「呼びかけ」を構築していくことを市民社会の「声」として発することで対抗するしかない。これは加害者との対話ということになり、保護命令制度に随伴したカウセンリング参加命令制度が必要だと主張する理由である。刑罰では脱暴力は難しい。対話を拓かなければならぬ。脱暴力への「呼びかけ」である。「声」を発するのは、善き隣人である。そして妻、娘、息子や親族である。第三者の存在がこうして意味づけられていく。

脱暴力のための社会的制御の構築における

る対話への参加をめざす取り組みが加害者相談となる。社会的に組成されている男性文化のなかの暴力親和性に対処することはひとりではできないので、脱暴力の社会的制御が必要となり、そこに組み込まれた対話創造が有益となる。

図1 いじめ問題の相談先



森田洋司ほか『日本のいじめ』(金子書房、1999)より

図2 いじめ問題で対応して欲しい人

クラスの誰かが他の子をいじめているのを見たときの対応の構成割合

対応	平成16年	平成21年						
		総数	男	女	小学生5~6年生	中学生	高校生等	就職・その他
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
「やめる!」と言って止めようとする	18.0	16.9	21.6	11.6	24.1	13.4	15.1	-
先生に知らせる	21.4	25.7	26.1	25.3	39.7	25.1	14.8	-
友達に相談する	36.2	36.4	25.9	48.0	22.1	39.7	44.3	-
別に何もしない	24.4	21.0	26.3	15.1	14.1	21.8	25.8	-

森田洋司ほか『日本のいじめ』(金子書房、1999)より

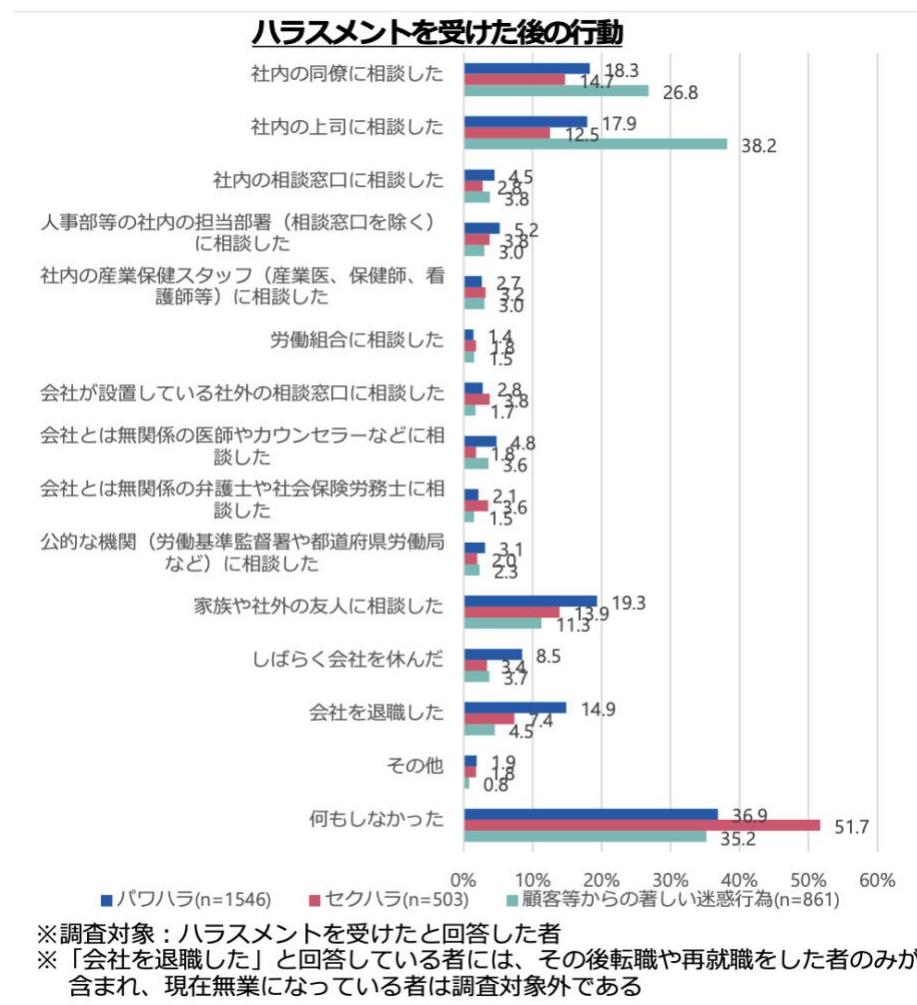
注)「高校生等」とは、「高校生」、「各種学校・専修学校・職業訓練校の生徒」の合計である。

厚生労働省『平成21年度 全国家庭児童調査』より

<http://www.mhlw.go.jp/stf/toukei/list/72-16b.html>

森田洋司ほか『日本のいじめ』(金子書房、1999)より

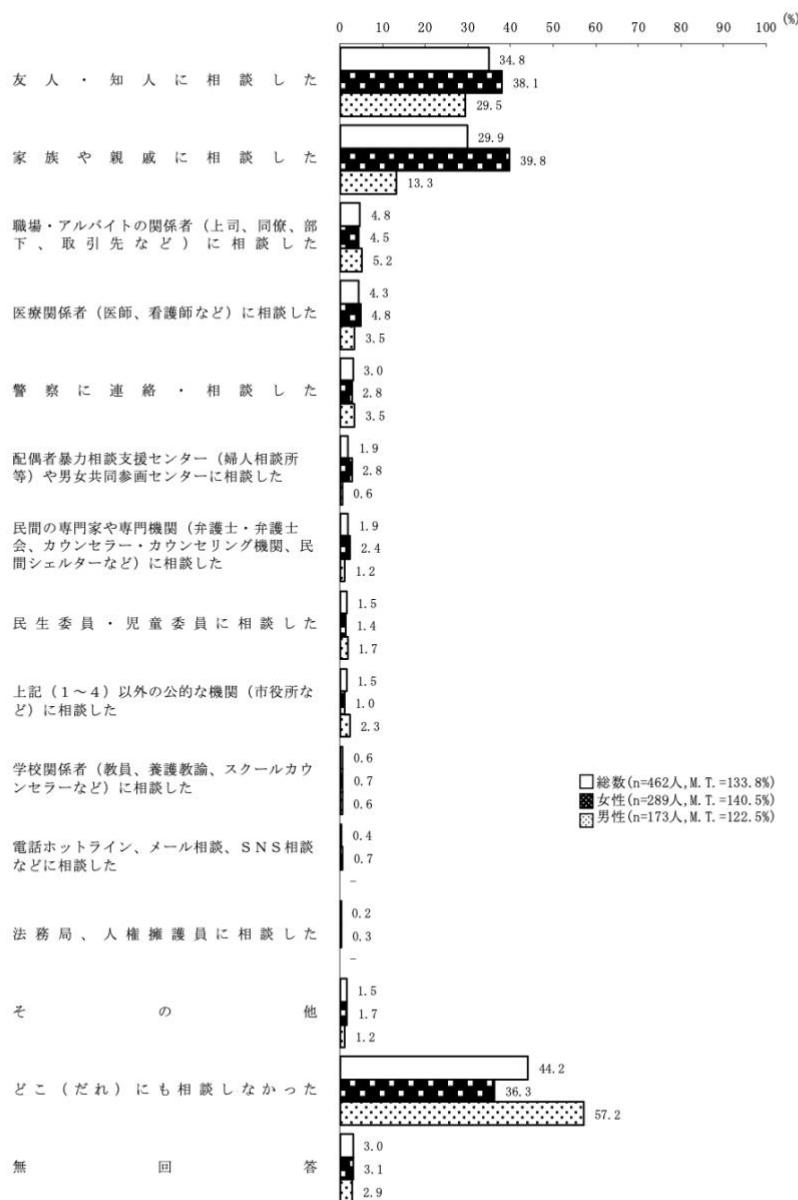
図3 ハラスメント問題での相談



(『職場のハラスメントに関する実態調査結果概要』(令和5年度厚生労働省委託事業) 厚生労働省、調査実施期間：2023年12月1日～12月29日、調査対象：全国の従業員30人以上の企業・団体有効回答数発送件数：7,780件/25,000件有効回答率31.1%)。

図4 DVでの相談（内閣府「男女間における暴力に関する調査（令和5年度調査）」）

図2-5-2 配偶者からの暴力の相談先（複数回答）



*「上記（1～4）以外の公的な機関」とは、下記以外の公的な機関を指す。

- 1.配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所等）や男女共同参画センター
- 2.警察
- 3.民生委員・児童委員
- 4.法務局、人権擁護員

2025年11月30日受理

なかむら ただし

立命館大学 社会病理学・臨床社会学・男性性研究